

第 50 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 26 年 5 月 26 日（月）14:00～16:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 白波瀬 佐和子

(委 員) 黒澤 昌子

(専 門 委 員) 池本 美香、井上 正、宮里 曜美

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：柳澤室長ほか

(審議協力者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課：稼農社会統計室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について

5 概 要

（1） 質問の概要説明等

学校基本調査（以下「本調査」という。）の調査計画の変更案に係る統計委員会への質問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた。

（2） 調査対象の変更について

本調査の調査対象として、幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）を追加することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、特段の意見なく了承となった。

（3） 調査票の新設について

本調査の調査票の一つとして、「学校調査票（幼保連携型認定こども園）」（以下「こども園票」という。）を新設することについて、審査メモに沿って審議が行われた結果、こども園票の一部の調査事項について、文部科学省において整理し、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

ア 「3 設置者別」

特段の意見なく了承

イ 「4 本園分園別」

特段の意見なく了承

ウ 「5 認可定員」及び「6 利用定員」

- 新幼保こども園においては、園児について 1 号認定から 3 号認定までの 3 種類の区分

ができるとのことで、こうした区別別の園児がどの程度いるかを把握することは非常に重要である。こうした意味で、認可定員と利用定員との差は、キャパシティと実際に利用している園児数との乖離度を示すものとなるため、こうした差を調べることは大事ではないか。認可定員は認可申請時に記載するものであることから、報告者の負担は大きくなないものと思われる。

- ・待機児童の問題や女性の就労問題などを議論する時、キャパシティと利用実態の差が地域によっては大きいところがあり、資源の効率的な配分を検討するに当たっては、利用定員の区分に合わせて認可定員も調査すべきではないか。

← 利用定員と実際の利用者数は同じではなく、利用定員とは一般的な定員に当たるものなのだが、再度、検討する。

⇒ 認可定員及び利用定員に関する調査方法について、文部科学省において整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することになった。

エ 「7 教員数」

- ・短時間勤務の保育士は職員になることだが、保育と教育との間で教職員の取扱いが異なるということか。少し分かりにくいと思われる。
- ・地域の子育て支援サービス事業や預かり保育を担当する保育士の場合は、教員ではなく職員になるのか。

← 認定こども園には様々な仕事があり、子育て支援事業など教育・保育サービス以外の業務を担当している場合は、保育士の資格があったとしても職員に位置付けることが適当ではないかと考えている。

- ・どのような者がどこのカテゴリーに該当することになるのかが分かる一覧表を作成してほしい。また、短時間勤務者については、その増減や教職員内での比率などが今後重要なデータになると思われるため、短時間勤務者を把握するための項目の追加の可能性について整理してほしい。

← 学校ということで教員と職員のみを想定していたが、他のカテゴリーに該当する者がいるのであれば、そうした者の把握についても検討していきたい。

⇒ 文部科学省において、職種、常勤・非常勤、本務・兼務等の別でどのような者がどこのかテゴリーに該当することになるのかが分かる一覧表を作成するとともに、短時間勤務者を把握するための項目の追加が可能かということについて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することになった。

オ 「8 職員数」

- ・常勤職員のみの把握とのことだが、近い将来、そのような把握では十分でなくなる可能性があり、非常勤職員についても実態把握が必要と思われるが、そのための大幅な調

査事項の変更は可能か。また、教員数の場合と同様、どのような者がどこのカテゴリーに該当することになるのかが分かる整理表を作成してほしい。

⇒ 文部科学省において、職員についても教員数の場合と同様の一覧表を作成し、次回部会において報告することとなった。

カ 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

- ・ 結核感染者が減っているとの説明だったが、どのくらい減っているのかデータで示してほしい。また、精神疾患については、公立小中学校などのデータはあるものの、同じ「学校」である幼稚園のデータはない。本調査で調査するかどうかは別にして、幼稚園教員における精神疾患の罹患状況に関する調査の必要性について検討してほしい。
- ・ 結核感染者については、近年、少ない状況が続いていることから、見直しが必要ないということにはならない。見直しの必要がないということならば、もう少し説得力のある理由を提示してほしい。

← 指摘の内容は理解できるものの、関係法令や他の学校種との整合性の問題もあり、指摘のあった事項について、今回全て対応することは難しい。しかしながら、遅れた調査と見られないように、今後、前向きに検討していきたい。

- ・ 職員数については男女別に把握している一方、この休職等教員数では男女別の把握が行われていない。男性の育児休業取得などに関する議論があることを踏まえると、男女別に把握する必要があるのではないか。
- ・ ジェンダーは基本的な問題であり、男女別の把握は非常に有用であると考えられるので、当該把握を検討する必要がある。

⇒ 結核感染者の過去 10 年間分のデータの提示、休職理由の区分に関する再検討及び男女別の把握の必要性について、文部科学省において整理の上、次回部会において報告することとなった。

キ 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」、「13 修了者数」及びその他

- ・ 「11 学級別年齢別在園者数」では、前身の施設が保育所の場合 2 号認定の園児にカウントされる一方、「13 修了者数」では教育サービスを受けていないためカウントされないということになるのか。
- ・ 「13 修了者数」における修了者とは幼稚園の修了者なので、幼保一元化したのにその実態が反映されないことになっており、報告者にとって分かりにくい。修了という言葉自体が文部科学省における用語なので、それを使用しているのだろうが、保育所関係者に疎外感を持たせるようなことは、少し考える必要がある。

← 調査計画の変更後、初めての調査となる平成 27 年調査では、指摘のような誤解が生じやすいと思われる所以、「記入の手引」において、丁寧に説明し誤解を招くことがないようにしたい。

- ・ 「記入の手引」を提示してほしい。
- ・ 過去に入所した園児が2号認定になっている場合、前身の施設は保育所であったと考えられ、前身の施設の種類を改めて調べなくても、認定区分をみれば識別することが可能ではないか。

← 前身の施設が幼稚園か保育所かについてまでは把握可能と思われるが、保育所にも認可保育所と認可外保育所等様々な形態があり、より詳細な把握は難しいと思われる。（文部科学省）

- ・ 前身の施設の種類については重要な情報だが、そこまでフローの項目を入れるのは難しいと感じる。しかし、完全な指標ではないにしろ、前身の施設を判別することができる方法があれば良いと考える。
- ・ 平成27年度は幼稚園の修了者のみを記入することになると思うが、翌年の調査においてはどのように記入することとなるのか。

← 平成28年度は、前年に立ち上がっている新幼保こども園であれば、その修了者ということになるので、前身の施設が幼稚園か保育所かといった問題はなくなる。幼稚園の修了者は、別途、「学校調査票（幼稚園）」で調査しているが、新幼保こども園へ移行した年だけ把握できなくなってしまうので、平成27年度のみこのようない形で調査する方向で考えている。

- ・ 平成28年度以降では、新幼保こども園となって1年だけ教育サービスを受けたのか、2年受けたのか、3年受けたのかは分からぬといふことか。資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答では「移行時に1回限り調査すれば足りる」とあるが、今説明があったことを把握するためには1回限りの調査では足りない。
- ・ フローを書いてもらい、この場合は外れる、この場合は該当するといった図で整理することが必要。その中でどのような調査が必要なのか再確認できる気がする。いつこの制度が始まり、その対象になって、今までの幼稚園や保育園の子供がどう移行するのかということと、カテゴリーを併せると調査項目が妥当なのか、調査項目の大きな変更が必要になるのかが見えてくると思う。

⇒ 文部科学省において、学級別年齢別在園者数及び修了者数の「記入の手引」及び制度の新設に伴う新幼保こども園への園児の入園パターンのフローと当該園児に関する本調査の中での取扱いに関する資料を作成し、次回部会において報告することとなった。

ク 「12 年齢別在園者数（3号認定）

特段の意見なく了承

(4) 調査事項の変更 (学校施設調査票(高等学校等))

- ・ 「イ 私立幼稚園の設置者別への新幼保こども園の追加等」
特段の意見なく了承

(5) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

- ・ 幼児の教育施設は、他の学校種に比べ、非常に小規模で予算も少ない。そのような中で、実際は非常勤職員が支えているところがあり、それが今後どのような調査で把握されるのか懸念されるところ。社会福祉施設等調査の保育所票のように、もっと詳細な調査が必要ではないか。
- ・ 回答者の負担軽減も大事だが、常勤職員・非常勤職員というマンパワーが施設運営にどの程度投入されているのかということについては、幼稚園、保育所及び新幼保こども園の3種類の施設について整合的に把握される必要があり、その必要性は益々高まっていくものと考える。今まで幼稚園で調査していなかったので調査しないではなくて、これからは幼稚園についても調査する必要があるのではないかと思う。そのために今回調査計画を変更しなければいけないということではないが、今後はそういったことも念頭に入れてもらいたい。
- ・ 現時点では、本調査と社会福祉施設等調査との間で、調査項目が一見同じだからといって、データをシェアすることは難しいと考える。ただし、本日の審議において、これまで学校基本調査の中では考えられてこなかった視点が出てきた。子供の教育、福祉、保育というのは、本来同じであるべきものであり、本事項については、次回更に検討を進めていくこととする。

6 次回予定

次回部会は、平成26年6月9日（月）15時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。